

令和 8 年 7 月 9 日

第 7 回定例会 議事録

文京区教育委員会

文京区教育委員会議事録

第 7 号

令和8年 第7回 定例会

日時：令和8年7月9日（木）午後2時

場所：区民会議室C

「出席」

教 育 長
教育長職務代理者
委 員
委 員

丹 羽 恵玲奈
清 水 俊 明
中 野 円 佳
室 伏 広 治

「説明のために出席した教育局職員」

教 育 推 進 部 長
教 育 推 進 部 参 事
教育総務課長事務取扱
学 校 運 営 課 長
学 校 施 設 課 長
教 育 指 導 課 長
教育施策推進担当課長
児 童 課 長
教育センター所長
真砂中央図書館長

吉 田 雄 大
真 下 聡

宮 原 直 務
足 立 和 也
山 岸 健
高 橋 拓 也
大 塚 仁 雄
木 内 恵 美
奥 田 光 広

「書 記」

庶 務 係 長
庶 務 係 主 査

大 川 育 子
平 手 由佳莉

令和 8 年

第 7 回教育委員会定例会

令和 8 年 7 月 9 日（木）午後 2 時
場 所 区民会議室 C
議事録署名人 清水俊明 委員

第 1 議事録の承認

議事録第 5 号 （令和 8 年第 5 回定例会）

議事録第 6 号 （令和 8 年第 6 回定例会）

第 2 議案の審議

第 5 4 号議案 「令和 8 年度全日本書写書道教育研究会 第 6 6 回全国大会（東京）」の後援
名義の使用について

第 5 5 号議案 文京区指定文化財の指定について（諮問）

第 5 6 号議案 文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園条例施行規則の一部を改正する規則

第 5 7 号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改
正する規則

第 3 報告事項

(1) 令和 8 年 6 月定例議会の審議概要について

(資料第 1 号)

第 4 その他の事項

「開 会」

(14:02)

○丹羽教育長 定刻を過ぎましたけれども、第7回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

まず、出席状況から確認させていただきます。委員は小川委員がご欠席です。そのほかの委員はご出席いただいております。理事者も全員出席しております。

本日の議題に入ります前に、事務局からご報告がございます。教育推進部長、お願いします。

○教育推進部長 本日ご出席いただいております室伏広治委員におかれましては、去る6月25日に開催されました区議会本会議におきまして全会一致で教育委員任命の同意を得、成澤区長から教育委員に任命されたことをご報告申し上げます。任期は令和8年6月25日から令和12年6月24日まででございます。

以上でございます。

○丹羽教育長 それでは、室伏委員、一言、ご就任のご挨拶をいただけますでしょうか。

○室伏委員 皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました東京科学大学の室伏と申します。これまで文部科学行政を、また、サイエンスの面でも、研究の面でも取り組んでまいりましたけれども、そういった経験を生かさせていただきまして、少しでも文京区の皆さんの教育に役立てられればと思っております。よろしくお願いします。

○丹羽教育長 ありがとうございます。

続きまして、議席の指定でございます。文京区教育委員会会議規則第6条に「委員の議席は、教育長がこれを定め氏名標を付する」と規定されております。この規定により、現在お座りいただいている席を委員の議席として定めさせていただきました。よろしくお願いいたします。

本日の議事録署名人でございますが、清水委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(はい)

第1 議事録の承認

議事録第5号（令和8年第5回定例会）

議事録第6号（令和8年第6回定例会）

○丹羽教育長 それでは、議案日程に入らせていただきます。

第1、議事録の承認でございます。議事録第5号及び第6号がお手元にあると思います。事前にご確認いただいておりますが、なお訂正の必要がありましたら、この会の終了までにお申し出いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

第2 議案の審議

第54号議案 「令和8年度全日本書写書道教育研究会 第66回全国大会（東京）」の後援名義の使用について

○丹羽教育長 それでは、議案の審議に入らせていただきます。本日は4件ございます。

初めに、第 54 号議案「令和 8 年度全日本書写書道教育研究会 第 66 回全国大会（東京）」の後援名義の使用について」です。

この件について、説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第 54 号議案、「令和 8 年度全日本書写書道教育研究会 第 66 回全国大会（東京）」の後援名義の使用につきまして、提案理由をご説明いたします。

1 ページの後援名義使用申請書をご覧ください。

申請団体は、全日本書写書道教育研究会 第 66 回全国大会（東京）運営委員会。

代表者は、土上智子でございます。

事業名は、令和 8 年度全日本書写書道教育研究会 第 66 回全国大会（東京）。

実施は、令和 8 年 11 月 27 日（金）から 28 日（土）の 2 日間を予定しております。

実施場所は、日本女子大学でございます。

本事業は、「文字文化に関わる資質・能力の育成を目指す書写書道教育」を大会主題として、各校種における実践をもとに、効果的な指導のあり方について発信することにより、文京区内及び全国の幼児、児童・生徒に質の高い教育を提供することを目的としております。

対象は、幼児教育・小学校・中学校・高等学校・大学の教員及び学生。

参加費は 5000 円ですが、大学生は 2000 円となっております。

このほか、資料といたしまして、大会要項、事業予算書、会則・細則等がございます。

以上の内容を、後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

○清水委員 今回、文京区教育委員会の後援名義の使用は全く問題ないかと思うのですが、質問です。今回、後援は申請中ということで文部科学省とか東京都教育委員会にも出されているようですが、今まで 66 回で今回文科省だとか東京都教育委員会だとか文京区に後援名義を申請した理由をお聞かせください。

○教育総務課長 この大会は、幼・小・中・高・大といったところが連携して書写書道の研究を進めている団体で、具体的な授業実践のあり方を研究するところを目的としておりますので、その研究の成果を広く還元するといった意味合いで、そのことについては文京区においても教育の質の向上につながるといったところを目的として聞いております。そういった意味合いから本区においても後援を申請すると伺っているところでございます。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですかね。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

○丹羽教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第 55 号議案 文京区指定文化財の指定について（諮問）

○丹羽教育長 次に、第 55 号議案「文京区指定文化財の指定について（諮問）」でございます。

この件について、説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第 55 号議案、文京区指定文化財の指定について（諮問）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

文京区文化財保護条例第 20 条では、区指定文化財として指定を行う場合には、あらかじめ文京区文化財保護審議会に諮問することとしております。

本案は、この規定に基づき、区指定文化財「護持院日記」に未指定文化財を追加指定し、員数等を変更することについて諮問するものでございます。

それでは、指定候補の概要をご説明いたします。

「護持院日記」の所在地は、文京区大塚五丁目 40 番 1 号、所有者は、宗教法人護国寺でございます。

「護持院日記」は、徳川将軍家の祈願寺であった筑波山護持院中禅寺において書き継がれた役務日記で、護持院での修法、祈祷などの宗教行事、来訪者、住職の行動等が克明に記されています。仏教史の研究のみならず、将軍家の日常生活、寺周辺の地域社会の動向等を知る上で貴重な史料であるとして、昭和 51 年 11 月 1 日に 690 冊が文京区指定有形文化財（古文書）に指定されました。

江戸時代の初め湯島にあった護持院は、神田橋外に移転した後、享保 2（1717）年正月に焼失したことをきっかけに、大塚の護国寺本坊に移転し、明治維新期に廃寺となりました。その後、「護持院日記」を含む什物は護国寺に移管されました。

現在指定されている「護持院日記」は、大塚に移転後の享保 2 年から、廃寺となる慶応 4 年までの 152 年間分の 690 冊ですが、数カ年分の散逸や一部欠本があります。今回追加指定の候補とする 4 冊は、文京区教育委員会が令和 4 年 8 月から行っている未指定の護国寺所蔵文書の整理調査及び令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 年間、区指定文化財「護持院日記」690 冊について、現状把握のための詳細調査を実施する過程で発見されたものです。これらの 4 冊は、これまで欠本の扱いとなっていた部分を補う史料として重要であり、追加指定員数を 694 冊とするものです。

今回の答申につきましては、令和 9 年 1 月ごろを予定しております。

以上、本案につきまして、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

○清水委員 今回新たに 4 冊の追加ということなんですけれども、これでおしまいなのか。あるいはまだこの後、出る可能性があるのかということについて伺いしたいと思います。

○教育総務課長 まず、指定されている 690 冊に加えて今回 4 冊という形でございますけれども、まだ欠本しているところもございます。今後まだ整理ができていないところの書物等もございますので、そういったところの整理をする中で今後追加で発見されることはあり得ることかなと思っております。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。

○中野委員 前も似たような質問をしたかもしれませんが、指定文化財に指定されると、例えば展示をして区民が見ることができるとか、そういったことにはつながるのでしょうか。

○教育総務課長 文化財に指定されることで、できる限り何らかの形で公開していただきたいというお願いを持ち主に対してしているところでございます。ただ、さまざまな事情がある中で公開し

ていただけるもの、いただけないものがあるところなのですけれども、昨年度におきましては、文化財に指定されたものを都の文化財ウィークの一定の期間ですけれども、公開させていただきました。こういった機会を通じてできる限り公開していただけるよう働きかけてまいりたいと思っております。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第56号議案 文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園条例施行規則の一部を改正する規則

○丹羽教育長 次に、第56号議案「文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園条例施行規則の一部を改正する規則」についてです。

説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第56号議案、文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、今年度実施する次期指定管理者の選定にあわせて、八ヶ岳高原学園の管理運営について規定を整備するものでございます。

主な内容につきまして、新旧対照表をご覧ください。

第3条の2を新設し、条例第9条第4号において「別に定める」とした使用料の額を、本規則において規定するものでございます。

次に、第6条第1項について、学園を使用できる期間を4月15日から11月13日までと改めるものです。

最後に、第7条第2項について、同条第1項で定める使用時間を「超えて使用することができる場合」をより明確にするため、条文を一部改めるものでございます。

施行の時期は、令和9年1月1日からといたします。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 この件につきまして、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

○清水委員 今回使用できる期間が4月1日から4月15日に延びたというか先送りになったわけですけれども、この理由はいかがなのでしょう。

○学校施設課長 使用期間につきまして、かねてからいわゆる開設準備期間が欲しいという相談が指定管理者からありまして、今回実際に運用の中でも15日からというところでやっておったところですが、今回規則の中でしっかり規定として明文化したものでございます。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第 57 号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

○丹羽教育長 続きまして、第 57 号議案「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」についてです。

説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第 57 号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

この議案は、令和 8 年 6 月 1 日付で国の官公署出頭休暇の対象に被害者参加人として裁判所等に出頭する場合を追加する旨の人事院規則の改正が行われたことを踏まえ、本区においても行政職の規定改正に合わせ、文京区立幼稚園及び文京区立幼稚園型認定こども園に勤務する教育職員の公民権行使休暇の内容を改正するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。第 17 条第 1 項において、改正前は幼稚園教育職員の公民権行使休暇の対象を公の職務の執行と定めておりました。公の職務は労働基準法第 7 条の公の職務を指すものと解釈されていたため、被害者参加人として裁判所等に出頭する場合は含まれておりませんでした。改正後の本規則では、被害者参加人として裁判所等に出頭する場合を追加しております。

施行期日は令和 8 年 8 月 1 日です。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 この件につきまして、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いいたします。よろしいですか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第 3 報告事項

(1) 令和 8 年 6 月定例議会の審議概要について

○丹羽教育長 続きまして、報告事項に入らせていただきます。本日は 1 件ございます。

(1) 「令和 8 年 6 月定例議会の審議概要について」。この件について、説明をお願いします。

○教育総務課長 それでは、資料第 1 号をご覧ください。先日行われました 6 月議会の文京委員会の案件になります。

内容といたしましては、議案が 3 件、報告事項が 4 件となっております。そのうち議案 1 件につきましては、こども未来部からの提案となっております。

報告事項の 4 件につきましては、いずれも教育局からの報告となります。いずれも前回までの教育委員会におきまして報告済みの案件となっております。

次のページでございますが、定例資料になっております。5 月の教育委員会でお配りしたものと

同じ内容になっております。

次のページでございますが、一般質問に対する教育長答弁になります。今回の質問が全部で 58 件ございました。主なものといたしましては、チャレンジクラスの設置について、暑さ対策について、中学校における標準服についてなどございました。

資料第 1 号について、説明は以上になります。

○丹羽教育長 ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

○清水委員 3 ページに暑さ対策のことについてありますけれども、例えば学校行事で熱中症が発生した場合、程度にもよると思いますけれども、教育委員会への報告はなされるのでしょうか。

○教育指導課長 まず、教育委員会への報告はございますが、熱中症というような事故が起こった場合に、救急搬送するかどうかを学校長のほうで判断しまして、その必要がございましたら、応急手当後、救急搬送するという形になると思います。それと同時に、管理職の指示で、あるいは管理職が教育委員会のほうへ、休日の場合には私のほうに連絡が入ることになっておりますので、そういったところから教育局の幹部のほうにも連絡が入るような流れになっております。

○清水委員 救急搬送されるというのはかなり重症でしょうけれども、もうちょっと軽症な場合もあるかなと思います。その辺はどの程度での報告になるのでしょうか。

○教育指導課長 現状、軽症の場合であっても熱中症ということが明らかに判断された場合には、教育委員会に、我々指導主事のほうに一報が各学校から入ることになっております。

○清水委員 今、大分涼しいので今のところ熱中症の報告はないと考えてよろしいですか。それとも、もう既にありますか。

○教育指導課長 今年についてはゼロ件です。

○清水委員 これからだと思います。

○教育指導課長 1 学期、今は涼しいんですけれども、かなり暑い日もあったのですが、例えば水泳指導あるいは校庭での運動会の練習、そういったところでの水分補給や休養をとるといったところを各学校が考えながら、子どもたちの様子を見て指導しておりますので、そういった心配がないように今後も続けていきたいと考えております。

○丹羽教育長 昨年度とかはあったんですか、熱中症。

○教育指導課長 熱中症に近いような状態ですとか、学校の中で具合が悪くなって、保健室の後、病院に行ったという事案は数件ございました。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。

○室伏委員 質問です。熱中症のあった件数だけでなく、場面とか、どういう状況かということも記録をこれまでされているものなのでしょうか。

○教育指導課長 子どもの様態のことですとか、事故・事件についてもそうなんです、学校には記録用紙がございまして、それを逐一、時系列でまとめるものがございますので、それを学校がまとめ、教育委員会のほうに必ず報告するという手続になっております。

○室伏委員 それがスポーツとか、スポーツ活動もそうですし、日常の教室の中とか、どういう環境でなったのかとか、どういうシチュエーションでなったのかという細かいところまではあまり記

録されていないのか。時間だけですか。

○教育指導課長 必ず朝の登校時から下校時まで、部活動も含めて教育活動全般においてあったことを細かく、何の授業であったかとか、どういう場面があったのかというところも学校のほうで記録してくれています。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

○中野委員 熱中症つながり、かつ5ページの最後に千駄木小のプールがあります。去年だと熱中症対策をしてくださっているのはいいんですけど、暑過ぎてプールに入れないとか、部活も結構ストップしてしまうこともあると思うんです。そうすると、学校環境によって全然できないところと、室内プールがあるところはできるみたいに差が出てきてしまうことはないかなと思うんです。そういった外の施設を使うことで水泳の回数を確保するとか、今年はまだあまりないと思うんですけど、検討されていたりするんでしょうか。

○教育指導課長 まず実態から。今、ご質問のあったプールの回数ですとか部活動というところでは、基本的に学校のほうでは、学校にWBGTをはかる装置がございますので、水泳指導前にそういったところも必ずはかって、実施するかどうかを決めています。そんな中で去年は水泳指導が、小学校では5コマとあって、2時間続きになりますので、約10時間の確保、中学校では50分の授業で8コマ、8時間ですね、これが教育課程に基づいて学校のほうで確保している時間なんですが、小・中学校とも室内外に限らず全校が100%に近い状況まで実施できているというところを私どもで確認しています。

ただ、学校によっては、その日に指数が上がってしまっていてできなかったのが延ばすというような措置はとっていますが、水泳時間としてはとっております。ただ、今年についてはまだ実施中ですので、そちらの回数ということは今後また調査をさせていただければと思っています。

○丹羽教育長 施設のほうの話は。

○学校施設課長 施設面でいきますと、各学校、屋内、屋外、両方ございますので、それぞれ状況は違いますけれども、今しがた教育指導課長から申し上げたとおり、実績として落ちているところは現状ございません。今後もこれから暑くなってくまいりますので、どうなるかというのは注視すべき問題かなと思っています。

対応としては、いわゆる日よけみたいなテントから、場合によっては空調といったところもあり得るかと思うのですが、空調に関してはどうしても塩素の関係もあって、設備的な課題はなかなか大きいと聞いているところです。

実態としてどのようなプールのありようが必要かというところにつきましては、今後文京区全体としての検討課題と捉えておりまして、今後改築校においてもバリエーションがございますので、そこについてはいろいろ考えていきたいと考えております。

○室伏委員 今、話しておかないと、多分もう熱中症対策は待ったなしですね。不勉強ですみません、今まで文京区さんは教育の観点で熱中症対策を含めて、どのような策をされてきていて、何か問題があった場合どう介入するかとか、気をつけなさいよということを言うだけではなくて、実際に行動メニューのように移っていて、ちゃんとそれが各学校の中で取り組まれているのか。熱中症の件数がどのぐらいなのかという統計学的なことはわからないのですが、減らして、それ

が策としてちゃんと効果をなしているのかどうかとか、全般的に教えていただければありがたいと思いました。これから本格的に暑くなるので、何かあってから何もしていないということにならないように、キャンペーンなのか、ちゃんとしたことをやっているのかとかを教えていただけますとありがたいです。

○教育指導課長 対策としては、熱中症も含めて水泳指導全般において、東京都のほうで教職員に向けて水泳指導の事故防止の講習会がございます。そこで本区から代表の小・中学校教員に参加していただいて、そこで受けた研修、資料等を小学校と中学校の代表の教員が、体育部全体が集まるところでご説明させていただいて、各校の研修会に周知していくような流れになっています。その中にももちろん熱中症のこともございます。

熱中症については、先ほど申したように、各学校に暑さ指数をはかる装置を置いているのですが、学校の環境によって数値が、例えば天気予報とかで出ているものが一律にそうかということは、日陰があったりとかで違いますので、各学校の環境に応じて実施するようにという指導をしています。

あわせて、子どもたちの様態が一番大切なので、実施する前に子どもたちの健康状況のチェックというところについては一定の基準がございまして、それに基づいて先生方がチェックをしながら様子を見て、あわせて指導しているのが現状になります。

また、我々教育指導課に指導主事が数名いまして、プール指導が始まる前に、今年度については各学校に水泳の年間計画の確認、今実施しているのですが水泳指導の視察に行って危険箇所がないかとか監視体制はどうなっているのかということも確認させていただいて、各校の水泳指導の実施を今行っているところでございます。

○丹羽教育長 熱中症対策については資料3ページにございますけれども、教育委員会として学校・園に対して通知を出しております。毎年出しているのですよね。

○教育指導課長 毎年出しています。

○丹羽教育長 毎年5月ぐらいにこういう熱中症対策についての通知を出しております、国とか都から出てくる通知を合わせて学校に徹底するようにということをやっております。

さっき、例えば昨年度数件報告があったという話があったと思いますが、重篤なものはないですね。

○教育指導課長 重篤なものはございませんでした。

○丹羽教育長 病院へ搬送されたとか、そんなような重篤なものはもちろんないですね。

○教育指導課長 その報告はなかったです。

○丹羽教育長 搬送されるような重大なものなら必ず上がってきますので。

○教育指導課長 1件、救急搬送されているのがあります。体力テストのシャトルランをやっているときに、子どもがちょっとぐったりしたのでというところで応急措置をとったのですが、その後、ちょっと呼吸が乱れるとかというのがあったので、教員のほうで救急のほうに連絡して、救急搬送されたという件が中学校のほうで1件ございました。

○丹羽教育長 何月ぐらいですか。

○教育指導課長 4月です。

○教育施策推進担当課長 先ほどの4月の件は体が暑さにまだ慣れていない状況下なので、熱中症

対策という部分も、学校が、よし、やっておこうというところだと思うのですが、部活動については、活動中は常に水分を補給すること、活動前後の健康観察に加えて、活動中に一人一人に声をかけること、20 分間に 1 回程度休憩をとることなど、部活動でこういうふうに熱中症対策をしてくださいというようなことを私たちから周知していて、校長先生たちにも説明させていただいております。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。

○中野委員 私が教育委員になる前のことで、去年は改善されていたのですが、9 月 1 日に引き取り訓練があつて、小学校でその日、すごく暑かったにもかかわらず、引き取り訓練をすごく優先させていて、炎天下で待つ時間がすごく長い子たちが出てきてしまったみたいな事案が起っていて、親たちですごくクレームもしました。翌年から直っていたと思うのですが、そういった本末転倒な判断がされないように。避難訓練も大事だけれども、まず優先されるべきことは命のほうというか安全のほうだということを徹底していただきたいと思います。

○教育指導課長 今ご指摘のとおり、子どもの命が最優先になりますので、本区においては例年引き続いて 9 月 1 日に防災引き渡し訓練を行っています。そういったところでの暑さの対策、子どもたちの体調面、そういったところを一番に考えながら、各学校で例えば体育館で集まるですとか、そういった措置をとるようという指示、指導をしていますので、今後そういうことがないように、これから行う行事ですので、私たち教育指導課から学校のほうに改めて周知させていただければと思っています。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですかね。ありがとうございます。

第 3 その他の事項

○丹羽教育長 用意した案件は以上でございますが、その他何かございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、第 7 回定例会はこれをもって終了させていただきます。ありがとうございました。

(14 : 35)

令和8年7月9日

議事録署名人

教育長

委員